

清瀬市地域活動支援センター強化事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清瀬市地域生活支援事業実施要綱第3条第6号の規定に基づき、地域活動支援センター機能強化事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この事業は地域活動支援センターにおいて、地域で生活する障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進のための活動等を行うことにより、障害者等の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図り、もって障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、清瀬市に住所を有する学齢児以上の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者(児)
- (2) 知的障害者(児)
- (3) 精神障害者(児)
- (4) 難病患者等
- (5) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の2号又は3号に規定する愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない者で、知的障害又は精神障害が確認できる診断書等を提示することにより、対象者としてすることができる。

(事業内容)

第4条 事業内容は、次の(1)に掲げるものとし、(2)は必要に応じて実施する。

- (1) 日常プログラム
 - ア オープンスペースの運営
 - イ 生活技能習得支援
 - ウ レクリエーション等社会経験
 - エ 創作的活動・生産的活動
 - オ 外出等による社会適応活動
- (2) 生活支援
 - ア 家事援助
 - イ 同行・代行支援
 - ウ 日常生活支援
 - エ 緊急時対応

(事業の委託)

第5条 市長は、事業の運営の全部または一部を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者で、市から相談支援事業の委託を受け、適切な事業運営をすることができると認められる事業者に委託する

ことができる。

(職員配置)

第6条 地域活動支援センター機能強化事業を実施する者は、職員3名以上を配置し、うち2名以上は常勤職員を配置しなければならない。

(申請)

第7条 市長は、事業を利用しようとする対象者に、事業を委託する事業所等(以下、「事業所」という。)に利用申込書の提出を求めるものとする。

(決定)

第8条 前条の規定により、申込を受理した事業所はその内容を審査し、利用が適当であると判断した者には決定通知書により通知し、却下する時は却下通知書により通知するものとする。

(費用の負担)

第9条 この事業の利用は無料とする。ただし、事業に利用に係る実費については、利用者の負担とする。

(委託)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。